

令和6年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和6年10月22日(火)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和6年10月29日(火)
○開会 午後2時30分
○閉会 午後4時00分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

- (1) 審議事項
うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について
(2) 協議事項
第22期委員への引継ぎ事項について
(3) 報告事項
イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度中央省庁提案
項目及びアンケート調査について
ロ 令和5年度さけ来遊状況及び令和6年度さけ来遊予測について
ハ 令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について
ニ 宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―について

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	眞 壁 一 良
委 員	菅 原 はじめ 元	〃	高 橋 清 孝
〃	十二村 實	〃	菅 原 はじめ 元

欠席委員

会長代理	千 葉 勝 美	委 員	大 越 和 加
委 員	高 橋 計 介	〃	棟 方 有 宗

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 武山総括課長補佐

定刻となりましたので、令和6年度第2回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、6名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 武山総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長から御挨拶をお願いします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○水産業振興課 武山総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。資料1といたしまして、審議事項「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」、資料2といたしまして、協議事項「第22期委員への引継ぎ事項について」、資料3といたしまして、報告事項(1)「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」、資料4といたしまして、報告事項(2)「令和5年度さけ来遊状況及び令和6年度さけ来遊予測について」、資料5といたしまして、報告事項(3)「令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」、資料6といたしまして、報告事項(4)「宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―について」、以上6種類の資料となっております。御確認をいただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。

小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名委員として、5番の眞壁委員と7番の高橋清孝委員をお願いいたします。

【審 議 事 項】

○小野寺会長

はじめに、審議事項「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項「うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について」を説明させていただきます。

令和2年12月に施行されました改正漁業法により、うなぎ稚魚が特定水産動植物に指定され、許可等を受けなければ採捕ができなくなり、当漁業は令和6年漁期から知事許可漁業へ移行しました。

本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和7年2月から漁業時期を迎える「うなぎ稚魚漁業の許可」に係る制限措置の内容等について御審議いただくものです。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料1の1ページ目でございますが、委員会に県から意見を求めるという旨の諮問文書の写しとなっております。

2ページ目を御覧ください。うなぎ稚魚漁業の許可の申請に当たり、今回、公示を予定している制限措置と許可を申請すべき期間の案となっております。こちらにつきましては、後ほど戻って説明させていただきます。

3ページ目以降は、うなぎ稚魚漁業の概要についてまとめた資料でございます。1のうなぎ稚魚漁業の概要ですが、うなぎ稚魚漁業は、本県内水面において全長13センチメートル以下のうなぎの採捕を目的として営む漁業となっております。許可制にかかる経緯として、昨年度、知事許可漁業に移行しておりますが、以前までは、うなぎの採捕は宮城県漁協の仙台支所、仙南支所(亶理)への特別採捕許可の発給により実施されておりました。令和2年12月に漁業法が改正されたことにより、シラスウナギが特定水産動植物に指定されたことに伴いまして漁業権、漁業許可、学術研究のための採捕以外の採捕は禁止となり、本県におきましても知事許可に移行する必要が出てきたということで、令和2年に漁業調整規則の中にうなぎ稚魚漁業を新設したという経緯でございます。

経過措置期間が終わった令和5年12月に知事許可漁業に移行して令和6年の2月1日から4月30日は知事許可漁業での採捕の実施となりました。

令和6年漁期の採捕の状況ということで下にまとめております。採捕期間は、2月20日から4月30日、採捕区域はこれまでと同様に井土浦、貞山運河、阿武隈川河口、鳥の海、そして山元町内の水域となっております。平成25年以降の採捕従事者数は、令和6年は216名、2月20日から4月30日の採捕数量は、前年比で69%の150.4キロとなっております。年による変動はございますが、本県では近年豊漁傾向が続いております。

一方、国内のうなぎの稚魚の採捕量につきましては、一貫して減少傾向で、令和6年の全国の養魚場へのうなぎ池入数量は16.1トンと、水産庁が定める養魚場への池入

上限 21.7 トンに満たない状況が続いております。

このような中、令和 7 年 12 月、シラスウナギに水産物流通適正化法が適用されるということで、特定第一種水産動植物に指定されることになっており、採捕者および流通事業者に対して漁獲番号等の情報伝達、取引記録の保存・作成などが義務付けられます。これは、不透明な採捕、流通の解消を目的に適用されるものでございます。

以下のグラフは、宮城県内の昭和 58 年以降のうなぎ稚魚の採捕量の推移で、ここ数年は豊漁傾向が続いているという状況が御覧いただけると思います。

4 番、「ニホンウナギの資源について」ということで、国全体の話になりますが、ニホンウナギの生態等について記載しております。

ニホンウナギは 5 から 15 年間、河川や河口域で生活した後、海へ下りマリアナ諸島付近の海域で産卵します。ふ化後、我が国を含む東アジア沿岸域に來遊して、その稚魚が養殖用種苗として利用されております。先ほど申し上げましたとおり、採捕量が昭和 50 年代以降減少し低水準となっており、海洋環境の変化、親うなぎやシラスウナギの過剰な漁獲、生息環境の悪化が要因として指摘されています。

5 番、許可の概要の（1）制限措置ということで、こちらの表が昨年度御審議いただいた漁業許可取扱方針に定める制限措置の内容となっております。このうち操業区域、漁業時期、許可すべき漁業者の数は公示の際に別途定めるということで、後ほど詳しく説明させていただきます。表の最後の漁業を営む者の資格は、県内に所在する団体であり、かつ採捕したうなぎ稚魚について適正な流通を行うと認められる団体と規定しております。（2）漁具の制限についてですが、使用できる漁具は、火光利用によるすくい網、たも網、さで網、四手網となっております。

5 ページ目を御覧ください。採捕従事者についても方針の中で規定を定めておりまして、暴力団員に該当しないことなどの適格性を確認した上で県に届けなければならない、などの条件を定めております。（4）許可の有効期間は 1 年間となっております。その他、①から⑥まで許可の条件を定めております。

6 番の許可の対象でございますが、先ほど申し上げた公示の際に定めることになっている部分でございます。まず 1 つ目の操業区域ですが、方針の中では前年に許可処分した区域内を基本として公示の際に定めるとしておりまして、今年度も昨年度に許可処分をしたのと同じ①から⑩を操業区域にしたいと考えております。①が井土浦、②が井土浦と七北田川の間の貞山運河、③が阿武隈川の河口域、④が鳥の海一円、⑤から⑩が山元町内の各水域となっております。

（2）漁業時期ですが、水産庁から毎年、全国に操業期間が通達されており、今年も令和 6 年 9 月 10 日付の通達で、全国の採捕期間は 12 月 1 日から 4 月 30 日までの間での通知がありました。本県におきましては昨年と同じ期間になりますが、操業の実態に合わせて、2 月 1 日から 4 月 30 日までと公示したいと考えております。

最後に、許可等すべき漁業者の数の公示枠でございますが、これまでの操業実態、採捕の管理体制の観点から上記の操業区域ごと、①と②の操業区域において 1、③から⑩の操業区域において 1 の合計 2 ということで考えております。

資料、戻りまして 2 ページ目を御覧ください。先ほどのものを反映したのがこちらの公示案になります。1 の許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他制限措置に、先ほど御説明差し上げた事項を反映しております。漁業種類はうなぎ稚魚漁業、操業区

域は下の①から⑩、漁業時期は、令和7年2月1日から令和7年4月30日、そして許可すべき漁業者の数ということで、それぞれ操業区域ごとに1ずつで合計2というように制限措置を公示したいと考えております。

2の申請すべき期間ですが、2月1日に間に合うように、令和6年12月18日から令和7年1月17日までと記載しております。説明は以上でございます。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

○高橋清孝委員

今回はこれで問題ないと思うのですが、漁獲統計から見ても増加しているのは宮城県だけなのではないでしょうか。他のところは減少あるいは横ばいの状態にあるということで、これは黒潮が非常に強まって、うなぎの稚魚がちょうど河口などで着底するサイズになる時は既にかなり北上しているということを表しているのだと思います。ですので、南の方では非常に稚魚はとれにくくなっていて、北の方で魚群が多くなっており、これまで牡鹿半島、仙台湾、石巻湾あたりで沢山とれるところが、どんどん北の方に移動してきているのだと思います。今後、そういうことで、南の方ではとれなくなって仙台湾などが非常に注目される可能性は高いと思います。石巻湾、鳴瀬川とか北上川でも最近非常に上っているようで、住民の方に聞くと北上川の支流、例えば稲井とか、あの辺にも稚魚がかなりいるという話が聞こえてきます。とっている人がいないので、あまりよく知られていないのですが、多分、広瀬名取とか阿武隈でたくさん取れるようになると、全国的にそちらの方も着目されると思います。もちろん、地元の漁業者の方にはそれを有効に利用して収入を増やしてもらうということは大事なのですが、やはり反社会的勢力の侵入とかそういったものには十分に配慮しながらやっていく必要があると思います。

そこで質問なのですが、今後、この許可にあたっては随時、そういう希望を聞きながら、審査していくということになるのでしょうか。

○水産業振興課 永木技術主任主査

許可の希望につきましては、高橋委員がおっしゃったとおり、もし希望があれば、話し合いながら進めていくということになるかと思いますけれども、今、御指摘されたとおり、うなぎ稚魚につきましては、特定水産動植物にも指定されていて、密漁や反社会的勢力といったところも心配されているということで、操業管理の部分を非常にきっちりしないといけない漁業の種類だと思いますので、その辺をきちんと管理できるのか、そういった点も含めながら検討していくことになるかと思います。

○小野寺会長

高橋委員よろしいでしょうか。

○高橋清孝委員

ありがとうございます。

そうしますと、これは毎年検討していくということになるのでしょうか。

○水産業振興課 阿部課長

うなぎ自体が全体的に日本全国で減少しているという状況もあり、稚魚の採捕というのは国全体に関わる部分もありますので、国の意向、他県の状況も把握しながら検討していく必要があると考えております。親うなぎを自主放流するという全国的な取組もあり、東北で言えば、青森県が親うなぎを一定期間採捕しないという全国展開の運動を進めていたりしますので、親と子の関係も考えながら、検討したいと考えてございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。もうすでに下りうなぎを禁漁にしている漁協も全国の中にはあります。また、稚魚をとり過ぎるなという考えもあるので、その兼ね合いがあらうかと思います。新しく漁場と漁獲団体を認める場合には、そういうことを全部勘案して、慎重に決めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○高橋清孝委員

この稚魚の問題は非常に影響力の大きな事案ですので、情報収集も含めて、組織的にみんなで取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

○小野寺会長

ありがとうございました。

他に御意見、御質問はございませんか。

なければ、諮問のあった「うなぎ稚魚漁業の制限措置（案）等について」は、原案どおり差し支えない旨答申するというところでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、令和6年10月24日付水振第589号で諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

事務局については手続きよろしく願いいたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協 議 事 項】

○小野寺会長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項「第２２期委員への引継ぎ事項について」を上程いたします。
県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 阿部課長

資料２でございます。先ほど会長、副部長の挨拶にもございました、第２１期の内水面漁場管理委員会委員の任期につきましては令和２年１２月１日から、令和６年１１月３０日までとなっております。第２２期の委員は令和６年１２月１日から令和１０年１１月３０日までの４年間となっております、委員の任命につきましては、知事が任命するという取扱いになってございます。本日は、「２２期委員への引継ぎ事項について」を資料に基づきまして御説明申し上げます。

担当から説明いたします。

○水産業振興課 瀧上主事

協議事項「第２２期委員への引継ぎ事項について」御説明いたします。

まず、１ページ目ですが、第２１期委員の任期は令和２年１２月１日から令和６年の１１月３０日まで、第２２期委員が、令和６年１２月１日から令和１０年の１１月３０日までとなっております。選任方法は、都道府県知事の任命により選任されます。

２ページ目、令和６年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催実績と計画になります。今年度は、８月に行われた委員会と、今回の１０月の委員会、予定として１２月下旬と、令和７年３月中旬の４回でございます。

３ページ目からが第２１期内水面漁場管理委員会の開催実績の一覧となっております。令和２年１２月２１日から令和６年１０月２９日までに開催してきた議題が記載されております。

７ページ目は委員会指示発動状況についてでございます。

１つ目は鳴瀬堰の上下流２００メートルの採捕禁止に係る委員会指示で、平成元年８月２９日から発動しております。産卵稚仔魚及び産卵の保護培養上、採捕禁止措置が必要な区域については、宮城県漁業調整規則によって禁止区域として規定されていますが、鳴瀬堰は、農業用水が必要となる４月から９月の一部期間のみ稼働するという特殊な性質があることから、委員会指示より期限を付せず、堰周辺の採捕を禁止してきております。

続いて８ページ目は、オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流禁止に係る委員会指示となっております。令和４年１月７日指示発動、指示期間は令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年となっております。指示の内容としては、オオクチバス、コクチバス、その他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りではないというものです。この委員会指示は宮城県内水面漁業協同組合連合会からの要望に基づき発動しており、今後、外来魚の現存量及び生態系における在来種の資源回復状況等を勘案し、指示発動を検討していく、ということでございます。

９ページ目、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置に係る委員会指示でございます。こちらの指示期間は令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとなっております、

毎年度発動しております指示の内容といたしましては、感染が確認された水域での持出禁止や感染の疑いがある水域からの移植の制限、増殖を目的とした放流時におけるPCR検査による陰性確認等となります。なお、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りではないといった指示となっております。県内でコイヘルペスウイルス病の発生状況については、平成16年6月11日に角田市のため池で発生が確認されて以来、平成19年度まで毎年コイヘルペスウイルス病が発生し、平成20年以降は発生が確認されていなかったのですが、平成27年10月23日に七北田川水系で発生が確認されました。現在まで確認されていない水域もあることから、委員会指示の継続発動により拡大・まん延防止を図るとともに、今後も国のまん延防止措置・調査研究の成果、県内のまん延状況を踏まえながら、指示内容の検討などを行うこととしてございます。

10ページ目にはコイヘルペスウイルス病の発生状況について記載してございます。

続いて11ページ、4番の全国内水面漁場管理委員会連合会関連行事についてですが、年間スケジュールは、表のとおりとなっております。連合会役員県についてですが、連合会役員の任期が会則で4年と定められており、現委員は東日本ブロックで栃木県、山形県、千葉県、秋田県が担当しております。宮城県は第19期（平成25年～28年）に理事を務めており、次期役員の改選につきましては令和7年度に開催される通常総会で行われ、西日本ブロックから会長県及び事務担当を選出することとなっております。

続いて12ページ、5番その他の内水面漁場管理に関する事項についてでございます。

I 震災等による漁場環境の変化に対応した増殖事業についてですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響を受け、依然として県内の8漁協において、漁業権対象魚種の出荷制限指示が発動している状況です。

内陸部の漁場においても、令和元年10月の台風19号の影響によって県内数河川で氾濫・形状の変化が見られまして、阿武隈川では現在も河川工事が続き、増殖行為を再開するに至っていないような状況となっております。このような中で、令和2年の漁業法改正後初めての漁業権一斉切替えが令和5年9月に行われ、震災や、大雨災害等による環境の変化に対応する形で、新規1件、内容変更3件、区域拡大3件が免許されました。今後、各漁協の増殖事業については、経営状況、放流種苗の確保状況、遊漁者のニーズ等を勘案するとともに、震災や激甚化・多発化する災害の影響に応じた増殖事業のあり方、漁場の使い方について検討を行う必要があるということでございます。参考といたしまして、下に国の出荷制限指示の表を記載しております。

2番目といたしまして、資源保護に向けた取組についてです。全国的にカワウの被害が甚大であり、県内においてもカワウの被害報告は増加傾向にあります。県では令和6年3月に宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―を策定し、10年後までに被害を与えるカワウ個体数を半減させる目標を設定し、今後、内水面漁業者団体、関係部局、市町村と連携しながら、防除対策や個体群管理に取り組んでいくこととしてございます。

また、内水面漁場管理委員会指示でも対応しているオオクチバス等に加え、令和5年6月に外来生物法に定める特定外来生物に指定されたアカミミガメやアメリカザリガニ、あゆに被害を与えるミズワタクチビルケイソウなど、多種の外来生物の侵入が本県でも確認されており、在来水産動植物への影響について注視が必要であります。

また、令和2年12月の改正漁業法により、シラスウナギが特定水産動植物に指定さ

れ、許可漁業等に基づく採捕を行う場合を除き、採捕が禁止されたことから、本県では令和5年12月から知事許可漁業へと移行しました。全国的にシラスウナギの不漁が続く、価格が高騰する中、本県ではここ数年豊漁傾向が続いており、更なる操業管理体制の整備や密漁対策が課題となっている状況でございます。

最後にその他といたしまして、宮城県漁業調整規則の改正についてということで、刑法の改正により、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が交付されたことにより、各都道府県の漁業調整規則も改正が必要となっている状況です。今後は海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会への諮問・答申の後、県において所定の手続きを実施のうえ、令和7年6月の改正を予定している状況でございます。

以上のことについて、引き継ぎ事項としたいと思います。よろしく願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。

「第22期委員への引き継ぎ事項について」何か御質問、御意見、あるいはここにはない引き継ぎすべき事柄等はありませんか。

なければ「第22期委員への引き継ぎ事項について」は、これまでとしますがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

【報告事項】

○小野寺会長

次に報告事項に移ります。

報告事項(1)は「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度中央省庁提案項目及びアンケート調査について」を上程いたします。

事務局から御説明いただきます。お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

お手元の資料3を御覧ください。資料6ページ目ですが、こちらは前回8月20日の第1回委員会のその他でお話しした資料でございます。改めて提案書素案とアンケートの調査の提出についての概要と流れについて、簡単に御説明したいと思います。

概要ですが、全国内水面漁場管理委員会連合会においては、毎年6月に中央省庁に提案活動を実施しており、その取りまとめに関して、毎年8月下旬から9月上旬に各都道府県の内水面委員会に提案書素案の意見照会を行っております。この意見照会を受けた各内水面漁場管理委員会ではブロック協議会、本県では東日本ブロック協議会になりますけれども、それから全国内水面漁場管理委員会連合会で協議取りまとめが行われ、3月に提案書の内容の決定がされております。この提案をまとめるにあたりまして、各県の具体的な状況を把握するために、アンケート調査を実施しており、こちらも併せて毎年回答を行っております。宮城県の内水面漁場管理委員会では、提案書素案、アンケート調査、照会がきたものについて委員会で審議の上回答するという対応をしてきました

が、ここ数年は委員会のスケジュールが回答期限に間に合わないということで、今年もですけれども、書面で御確認いただき、提案書素案に関する意見、それからアンケート調査の提出をいたしましたので、本日はその内容の御報告でございます。

戻りまして1ページ目を御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会事務局から各県の内水面漁場管理委員会に照会する文書の写しとなっております。1ページ目の真ん中あたりに線が引かれておりますが、今年の変更事項として令和7年度の提案行動では特に優先的に解決を望む課題を重点課題として、より強く要望するということを考えているということで、今回はこの重点課題を何にするかということにつきましても照会があり、回答しましたので後ほど御報告いたします。

資料2ページ目は続きで3ページ目が東日本ブロックの事務局から各県にきた依頼文書の写しとなっております。

4ページ目のスケジュールにつきましては先ほど御説明したとおりです。

5ページ目がこの度開催される東日本ブロック協議会開催の概要で、会長からお話がありましたとおり、10月31日から11月1日に東日本ブロック協議会が開催される予定で、各県から出された意見を集約してこちらの協議会で議論されることとなっております。

6ページ目は先ほど説明しました内容で、7ページ目からが皆様に事前に送付させていただきました提案項目の素案となっております。今回意見照会があったものでございます。こちらは詳しく説明いたしません、27ページまで素案が続きまして、28ページは本県が回答した内容になっております。今年は重点項目を定めたいということで、この様式で重点項目をどれにするかというアンケート調査がございました。

Iの外来魚対策につきましては、本県からは密放流防止対策に関する項目を重点項目として挙げさせていただきました。IIの鳥類の食害対策については、カワウ対策において国主導の広域対策の必要性を挙げております。IIIの魚病対策では、アユの疾病対策について重点項目として意見を出しました。IVの河川湖沼環境の保全・啓発に関しては、1つ目の河川環境の整備に関する、3つ目の大規模災害発生に関する、7つ目のあゆ資源に関する、8つ目の気候変動の内水面漁業の影響に関するの4項目を選定させていただいております。Vの放射性物質対策につきまして、漁業の再開に向けた支援についてという項目を選んでおります。それからVIのうなぎ資源の回復につきましては2つ目の密漁対策と3つ目のうなぎの放流体制についての知見の集積という項目を選んでおります。VIIの内水面漁場管理委員会制度につきましては、1つ目の委員会制度の堅持を重点項目として意見を出させていただきました。

29ページ目は様式で、30ページから32ページ目までが事前に各県から出た意見でございます。今回、提案項目に関しまして、本県から特段の意見は出しておりませんが、東日本ブロックの中では千葉県、福島県、茨城県から意見がありました。内容につきましては、10月31日の東日本ブロック協議会で議論し、どのようにするかを決めるということでございました。

内容について簡単に御紹介しますと、千葉県からは提案書の前書きの部分について、付け加えるべきものがあるのではないかということで、提案書前書きには、水産物の供給機能とか、河川湖沼の多面的機能の保全とか、国民生活と密接に関係する部分の重要性について記載することで、提案項目を強く打ち出すことができるのではないかという

意見でございました。

31ページは福島県からの意見で、コイヘルペスウイルスに関する提案の中でコイヘルペスウイルスの発生で、資源に大きな影響を与えているという書きぶりですが、どちらかというと「最近は発生源が大幅に減少しているという状況を鑑みてコイヘルペスウイルスの発生から20年が経過し、発生件数は大幅に減少しているから、コイ資源の再生に向けて」という文章の方が妥当ではないかという意見でございました。

茨城県からは外来魚対策のオオクチバスに加えてミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)についても付け加えるべきではないかということの御意見でございました。茨城県の方では河川湖沼で生息が確認されていて、食害もあるということで、駆除対策に対する支援などが必要という御意見を持っているということでございます。

次に33ページ目からがアンケート調査への回答した内容でございます。こちらにつきましては、事前に送付させていただき、御確認いただいたとおりですので、この場では説明を省略させていただきたいと思っております。

42ページから資料の最後までが、今年度、令和6年6月に中央省庁に提案行動をした結果、いただいた回答についてとなっております。こちらについては後ほど御確認いただければと考えております。

以上でございます。

○小野寺会長

ありがとうございました。

資料は分厚いですが、半分以上はもうすでに目にされていた資料だと思います。

何か御意見御質問ございませんか。よろしいですか。

なければ「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度中央省庁提案項目およびアンケート調査について」はこれで終わりいたします。

○小野寺会長

次に報告事項(2)「令和5年度さけ来遊状況及び令和6年度さけ来遊予測について」を御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○水産技術総合センター 小松技師

「令和5年度さけ来遊状況及び令和6年度さけ来遊予測について」を御説明させていただきます。

令和5年度のさけの来遊状況につきましては、河川捕獲が4,966尾、沿岸漁獲が4,684尾で来遊数合計が9,650尾、前年度比21%となりました。予測に対する実績値は33%、沿岸漁獲数については、全国では1,922万尾、前年度比65%となりました。本県へ来遊したさけの年齢別の内訳は資料のとおりでございます。

令和5年度の単純回帰率は0.05%となっており、昨年度0.09%よりも低くなりました。また、昨年度の放流尾数は約1,500万尾となっておりました。

続いて令和6年度のさけの来遊予測になります。令和6年度の漁期の来遊資源の主群と考えられる令和2年度の稚魚放流数は約2,500万尾で、震災前の半分程度となっております。加えて来遊時期における北太平洋沿岸の高水温の影響も予測されており、

令和6年度の来遊状況は非常に厳しくなることが想定されます。シブリング法により来遊数を予測したところ、令和5年度と同程度の1万尾という予測になりました。令和5年度の来遊数も等しく低水準であり、今後も同様の傾向が継続することが考えられます。

資源の回復に向けて、引き続き来遊状況を注視するとともに、計画的な種卵確保と健苗の育成が、重要と考えられます。さけ資源につきましてもはふ化放流で造成される資源に依存するため、ふ化放流事業を継続するとともに、環境変化に合わせた適期適サイズ放流の再検討に取り組むなど、回帰率を回復向上させるための対策が必要となっていると考えられます

最後に、今年度の来遊状況につきまして10月20日までの状況になりますが、河川捕獲につきましては北部では、合計5尾、昨年度73尾、昨年同期比は7%、中部では合計9尾、昨年度64尾、昨年度比14%、南部では20尾、昨年度43尾、昨年度比47%となっておりまして、宮城県全体としては今年度34尾、昨年度が180尾で昨年度比19%となっています。

また沿岸漁獲数につきましては、北部で60尾、昨年度233尾、昨年度比26%、中部で90尾、昨年度220尾、昨年度比41%、南部で1尾、昨年度も1尾となっておりまして、宮城県全体としては今年度151尾、昨年度456尾、昨年度比33%となっております。説明以上になります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

何か御質問御意見ございますか。

○高橋委員

どうもご苦労様です。大変ショッキングな報告なのですが、これほどひどくなるというのは、誰も予測していなかったと思います。温暖化の中で、今後非常に減少していくだろうと考えてはいたのですが。例えば、前期群などを活用して、それを増やすことによって対応できるのではないかと、私は考えておりました。ただ、このスピードというのはすごいですよね。

縄文海進、今から7,000年から4,000年ぐらい前は非常に温暖化が進んで水位が上がり、仙台平野も海だったのですが、そういう時期には、太平洋側からさけはいなくなって、日本海側、あるいは北海道には残ったという報告があります。そういう時代に突入しているのかなという嫌な予感もします。この調査結果から今後はこういうほとんどゼロのレベルが続くというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○水産技術総合センター 小松技師

引き続き低水準になることが予想されています。来年度になりますが、令和4年度から他道県産の移入卵を放流していることもありますので、それに期待をしているところではございます。

○高橋委員

この対策については国など、あるいは国の研究機関などとも協議されているのでしょ

うか。

○水産技術総合センター 小松技師

国や、ふ化場、他道県などと連携して情報共有などを図りながら、今後の対策についても考えていきたいと思っております。

○高橋委員

分かりました。これは非常に深刻な問題ですので、全国的な見地から検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○小野寺会長

他にございませんか。

それでは、次の事項に移ります。

○小野寺会長

続いて報告事項(3)「令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」を上程いたします。県から御説明いただきます。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

私の方から資料5に基づきまして説明をさせていただきます。

「令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について」ということで、毎年さけのふ化放流事業に必要な採卵用の親魚や、種卵を確保するためにふ化放流関係団体をはじめ、海面漁業者も含めた増殖事業の関係者が一丸となって取り組むための基本的な方針を整理し、共通認識とする目的で作成しているものでございます。こちらの内容につきましては、9月19日に開催されました今年度の第2回の秋さけ種卵確保対策会議でふ化場などのさけ増殖事業の関係者の皆様に御説明させていただいた上で、決定した内容となっております。それでは資料に沿って説明させていただきます。

グラフが載っている資料を御覧いただければと思います。まず1といたしまして、種卵確保対策に関する基本的な認識になります。先ほどの来遊予測がありましたとおり大変厳しい状況ではございますが、本県の秋さけ資源は最も来遊の多かった平成20年度には約35億円の水揚げとなるなど、極めて重要な資源であるということには未だ変わりはないものと認識してございます。一方で来遊状況が著しく減少しているということで、ふ化放流事業に必要な親魚、種卵の十分な確保は非常に困難な状況にございます。

ページ中段の棒グラフにつきましては、沿岸来遊数、折れ線が稚魚の放流数を示してございます。特に令和元年度以降の来遊数、それから稚魚放流数は、非常に低い水準でとどまっているというところでございます。

さけは一般に4年ほどで川に帰ってくると言われておりますけれども、先ほど来遊予測の中でも話がありましたとおり、令和元年度に放流した稚魚が主群として回帰した昨年度、令和5年度におきましては、来遊数は1万尾を下回って、過去最低ということで、採卵親魚の確保も困難となりました。川での採卵数については360万粒ということで、過去最低の数量となりました。

今漁期につきましても、令和2年度に放流した稚魚が主群として回帰するというところで、折れ線グラフ見ていただきますと令和2年度の稚魚放流数につきましても、令和元年度とほぼ同程度、低水準ということですので、今期の来遊も引き続き厳しい状況になることが予想されております。

このような、厳しい状況の中で、秋さけ資源を維持していくためには、関係者が一体となって親魚・種卵の確保対策に取り組むということが重要ということを経験的な認識と位置付けてございます。

次に2令和6年の漁期の種卵確保についてでございます。先ほど申し上げたとおり、今漁期の来遊資源の主群と考えられます、令和2年度の稚魚放流数は約2,500万尾で、震災前の水準の半分程度にとどまっております。加えまして、本県沿岸の高水温の影響も予想されているということで、先ほどの予測ありましたとおり、低水準となることが予想されてございます。

このため、今漁期につきましても、関係者が一体となりまして、まずは宮城県に帰ってくる河川遡上親魚、それから海産親魚を最大限活用して種卵の確保を図るとともに、それでも足りない分については、県外産、他道県産種卵の積極的な移入を図っていくことが必要であると考えてございます。

ページ中段のグラフの右方に近年の他道県産種卵の移入量を記載しておりますが、特に令和4年度からは北海道などからの種卵移入によりまして、一定数の稚魚放流数を確保しているという状況になります。今期についても種卵を最大限確保できるように、県外から移入に向けた調整をしているところでございます。

以上のことを踏まえまして、3令和6年度漁期の親魚・種卵確保対策の基本方針としましては、以下のような対策を講じるということとしてございます。

1つ目として、河川遡上親魚の最大限の活用ということで、先ほど高橋委員からもお話がございましたが、このような環境変化の状況にあっても本県まで回帰してくる資源が、今後重要であると考えられますので、これまでと同様にまずは河川遡上親魚から最大限の採卵に努めることとしてございます。

2点目としまして、海産親魚の活用ということで、各水系協会、あるいは地元の定置網漁業者の御協力のもとで、海産親魚の積極的な活用を図るものとしてございます。

3点目としまして、今申し上げたとおり、河川、海産親魚の活用を図りながら、それでも種卵が不足することが想定されますので北海道など他道府県産種卵の積極的な移入調整に取り組むこととしてございます。

また、移入卵の各ふ化場への配分にあたりましては、生産コスト、種卵供給元の採卵状況を考慮した数量調整ですとか、あと移入卵の採卵時期、受入先のふ化場の水温条件などを踏まえ、なるべく適期適サイズ放流となるよう調整に努めることとしてございます。

次のページ、4点目、種卵の移出入調整ということで、大変厳しい種卵確保状況となると予想はされますが、仮に、各ふ化場において種卵に余剰が発生した場合は、県全体の種卵の移出調整をして参りたいと考えてございます。

5点目といたしまして、さけ採卵・放流計画方針の策定ということで、こちらは各ふ化団体さんの採卵から種卵の移出入、それから稚魚飼育、放流に至るまでの計画を積み上げたようなものになりますが、これまで申し上げたような種卵の確保の対策に努めな

がら、その環境の変化などを考慮して、国の研究機関にもアドバイスをいただきながら、最適な放流時期やサイズを再検討し、放流計画を策定しております。この基本方針に基づきまして各ふ化団体においてふ化放流事業を実施していただくということとしてございます。以上が令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策についての内容となります。

先ほど来遊予測のところでもお話ありましたが、10月20日現在の河川での捕獲尾数はわずか34尾ということで、過去最低の来遊で、昨年同期と比べても2割程度、昨年度もその前年の10%と非常に厳しい状況です。まずは、今期の種卵と放流稚魚の確保に努め、ふ化放流関係事業者の皆様と連携しながら取り組んで参りたいと考えてございます。私からの報告は以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か御質問、御意見、先ほどのさけの来遊状況と来遊予測の話と関係づけた御質問、御意見でも構いません。

○高橋委員

御説明ありがとうございます。大変困難な中、種々対応策を考えておられるということで大変感心しております。

不足する種卵について、北海道の卵を主体に考えておられるということで、量的な問題からすると、それが一番妥当なんでしょうけれども、先ほどお話ししたとおり縄文時代の遺跡からは、太平洋側からは出てこなかったけれども、日本海側からは出てきております。性質も日本海側のさけと宮城県本来のさけが生態的に非常に似ております。地理的にも緯度の関係からも類似しているという点があります。そういったことから、実験的には日本海側の卵を使ってみるというのが一つの方策かなと思いますので、全体的に減少している中、かなり難しいというと思いますが、そういったことも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

ありがとうございます。全国的に種卵の確保が厳しい中ではあるのですが、我々としても日本海側の卵というところで、今年度も山形県さんの方には、なんとか提供をお願いできないかということで働きかけをしているところでございます。今後の状況によりますが、日本海側の種卵についても、積極的に移入を図って参りたいと考えております。

○小野寺会長

よろしいですか。ありがとうございます。他にございませんか。
なければ、報告事項(3)はこれまでといたします。

○小野寺会長

次に報告事項(4)「宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―について」を御説明いただきます。お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から報告事項（４）「宮城県カワウ適正管理指針―第Ⅱ期―について」を報告させていただきます。資料６を用いて説明させていただきます。

カワウ適正管理指針の第Ⅱ期ですが、その前の指針が、令和３年４月から、令和６年３月末までして、今回、今年４月以降の指針を新たに策定したものになってございます。２月の委員会でも概要を説明いたしました、４月から施行されておりますので、概要について説明させていただきたいと思います。

資料４ページを御覧ください。２指針策定の目的ですが、本県のカワウ対策の基本方針を示し、漁業者、関係者、自然保護団体、研究機関及び行政と協働のもとカワウ個体群の効果的な管理を行うことで、カワウによる漁業被害を軽減させ、カワウと共存を図っていくことを目的とすると定めております。４指針の計画期間については、令和６年４月から、令和１６年３月までの１０年間で策定してございます。２月に概要説明させていただきましたが、基本的には前期の第Ⅰ期の指針がベースとなっておりますので、こちらから大きな変更があったところを掻い摘んで説明させていただければと思います。

次ページを御覧ください。第２章宮城県におけるカワウの状況ですけれども、１番としてカワウの生息状況を載せてございます。本県ではカワウの生息状況調査を実施しておりますが平成３０年度の個体数が夏期に１，７７５羽、冬期に１，６１９羽となっておりますが、令和４年には春期に２，４８５羽、夏期に２，５６９羽、冬期に１，４３５羽となっております、基本的に夏期の個体数が増加している現状でございます。

続きまして６ページを御覧ください。県内で確認されているねぐらとコロニーの位置図を掲載しているものでございます。白黒で見にくく恐縮なのですが、代表的なところとしまして、宮城県の内陸では江合川と釜房ダムのコロニーが生息数の多いコロニーとなっております。また、沿岸域では松島湾内の生息数が多いという特徴もございます。

続きまして７ページを御覧ください。（３）巣数の推移についてですが、県内に生息するコロニーを平成３０年から調査しておりまして、令和４年には８３９を超えるコロニーが確認されており、県内の生息数が増加傾向にございます。

その下のカワウの捕獲状況ですけれども、生息数が増えてきたということもございまして、駆除数も増加傾向にあり、令和４年度は３１６羽の駆除が行われてございます。

続きまして８ページを御覧ください。３カワウによる被害状況ですが、漁協さんでも被害報告を上げていただいておりますが、県の方でもカワウの胃の内容物から被害額を算定する胃内容物調査を継続して行っております。９ページにその結果が載っておりますので、下のグラフを御覧いただければと思います。本県で行われている胃内容物調査は名取川水系で行われておりますが、令和４年は、２，８００万円を超えるアユの被害が確認されてございます。また、さけ稚魚の被害も確認されておりまして、名取川だけですが、本県の各河川でも同様の被害があるものと考えてございます。

続きまして１１ページを御覧ください。このような被害が確認されているということもございまして、第Ⅱ期の指針におきましては、カワウ管理の目標というところで、目標値を定めてございます。真ん中の方に記載がありますが、被害を与えるカワウの個体数、先ほど生息数はもっと沢山いましたが、実際に内水面に飛来して被害を与えるカワウの個体数は、水産庁の推計方法を用いますと春期に約１，０００羽はいるだろうと推定されまして、こちらを半減するという形で目標値を５００としてございます。これを

計画期間中に達成するという事で、国でも環境省と水産庁が、令和5年度までにカワウの個体数を半減させるという目標を定めておりまして、これに準じて定めた形になってございます。

続きまして13ページを御覧ください。カワウ管理のための取組ということで、基本的にはこれまで取り組まれてきたような中身を引き続き実施するのですが、改めて取り組める部分はまた取り組んでいくと考えてございます。

(1) モニタリング調査ですが、本県にどの程度カワウが生息しているのかという基礎資料になりますので、継続するという形になります。

続きまして被害防除対策ですが、これまで行われておりますような、物理的な遮断テグス張りですとか、花火を用いた追い払いといったものは継続する考えでございます。②の効果的な被害防除対策の検討というところで、例えば本県だと広瀬名取川漁協さんのマルチシートを使った、あゆの被害防止対策という先行的な事例とかもありますので、こういったものを普及させるなど、実効性を高めて参りたいと考えてございます。

続きまして、(3) 個体群管理です。個体数を管理するという事で、これまでも各漁協さんで駆除を行っていただいております、これを継続するという形で考えてございます。14ページを御覧ください。個体群管理の考え方といたしまして、生息規模の違いで対処方法が変わってくるということもあり、表にまとめられていて、基本的には新規や小規模のコロニーはある程度対策を行っても、ほかの地域にカワウが飛んでいってしまい、さらに数を増やしてしまうという危険性が高くないので、そのような小さいところは積極的に駆除をしていき、200羽以上の大規模以上の場合は、他の地域に影響を与えてしまう恐れも出てきますので効果が見込める場合は、専門家などの意見を聞いた上で慎重に対策を行っていくという考え方で整理をしております。

県でも、これまではなかなか踏み込んだ対策ができていなかったのですが、今年度からカワウの糞を使ったDNA調査を行って、カワウが何を食べているかという被害の調査を進めるなど、来年度に向けた予算の確保にも取り組んでいるところでしたので、有効な手段・手法が見つかりましたら積極的に取り組んで参りたいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

カワウ対策について何か御意見、御質問ございませんか。

それでは報告事項を終わります。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【そ の 他】

○小野寺会長

その他に移りますが県の方から何かその他準備されたものはありますか。委員の方は何かございますか。事務局から何かあればお願いします。

○事務局 武山総括課長補佐

本日で、第21期水面漁場管理委員の皆さんで最後の委員会となりますので、副部長より一言お願いします。

○水産林政部 長谷川副部長

改めまして、皆様4年間の長きにわたりありがとうございました。

令和2年12月からということでしたが、令和2年、3年はまだコロナウイルスが大変な時期でございました。また、改正漁業法の施行もございましたし、昨年は10年に一度の漁業権の一斉切替えなどもございまして、本当に重要な議題が沢山ある中で、委員の皆様方にはこの内水面の振興に多大なる御貢献をいただいたところでございます。

改めまして御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

○事務局 武山総括課長補佐

では、引き続き小野寺会長より一言お願いいたします。

○小野寺会長

先ほど挨拶の中で皆さんに御礼を申し上げたのですが、御礼は何回でもいいだろうと思ひまして、もう一度言わせていただきます。

本当に4年間、とにかく終わったということが私にはとてもありがたく思います。先ほどの漁業権の一斉切替えなどは、委員会以外の場所で、委員会以外の時間にご足労いただいたりして、本当になんとか無事にやれたことをとても嬉しく思っています。

本当に4年間ありがとうございました。

これで他になれば、本日予定しておりました議題は以上で全て終了いたしました。

本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございます。

○事務局 武山総括課長補佐

小野寺会長ありがとうございました。

以上をもちまして。令和6年度第2回水面漁場管理委員会の一切を終了いたします。

皆様どうもありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

うなぎ稚魚漁業の制限措置(案)等について

(2) 協議事項

第22期委員への引継ぎ事項について

(3) 報告事項

イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度中央省庁提案項目
及びアンケート調査について

ロ 令和5年度さけ来遊状況及び令和6年度さけ来遊予測について

ハ 令和6年度漁期の秋さけ種卵確保対策について

ニ 宮城県カワウ適正管理方針―第Ⅱ期―について

(4) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺秀也

署名委員

奥壁一良

署名委員

高橋清孝

書 記

深澤航太